

久山町福祉総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、久山町（以下「本町」という。）が発注する「久山町福祉総合計画策定支援業務」について、専門的な知識や経験等を有する事業者から広く提案を受け、業務の実施に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル（企画提案）方式による手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

2 委託の概要

（１）業務委託名

久山町福祉総合計画策定支援業務委託

（２）委託内容

久山町福祉総合計画策定支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、福祉総合計画の策定に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

（３）履行期間

令和７年度契約締結の日から令和９年３月１９日まで

ただし、契約は各年度ごとに締結する。

（４）提案上限額（消費税及び地方消費税含む）

令和７年度 2,955,000 円

令和８年度 4,000,000 円

総 額 6,955,000 円

（５）支払方法

各年度業務完了払い

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、久山町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であり、次の要件をすべて満たす者とする。

（１）本件プロポーザルの公告日から当該審査日までの間に、久山町において入札参加停止の措置期間中でないこと。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者

ア 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁

判所からの更生手続開始決定がされていない者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

（3）久山町入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者

（4）法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していないこと。

（5）申請書類に虚偽の事実を記載した者でないこと。

（6）令和元年度以降、本業務と同種又は類似業務について契約実績があること。

5 参加手続き

（1）スケジュール

実施内容	実施期日
ア 実施要領の公表	令和7年9月5日（金）
イ 参加表明書の受付期間	令和7年9月5日（金）から令和7年9月19日（金）
ウ 質問の受付期間	令和7年9月5日（金）から令和7年9月12日（金）
エ 質問の回答	令和7年9月17日（水）
オ 企画提案の締切	令和7年9月30日（火）
カ 審査（企画提案）	令和7年10月8日（水）
キ 審査結果の通知	令和7年10月15日（水）まで
ク 契約（見積書の提出を含む）	令和7年10月17日（金）まで

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。その場合は事前に連絡を行う。

（2）担当部署（提出先及びお問合せ先）

〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原 3632 番地

久山町役場 福祉課介護係

TEL (092) 976-1111（内線 216）/FAX (092) 652-3525

E-mail : fukushi@town.hisayama.fukuoka.jp

（3）参加表明書の提出について

ア 提出期限 令和7年9月19日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法 「（2）担当部署」にある E-mail アドレス宛に送付

ウ 提出物 ①参加表明書（様式1）

②会社概要がわかる資料（任意様式）

③業務経歴書（様式3）

（4）質問の受付及び回答について

ア 提出期限 令和7年9月12日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法 質問書（様式2）を電子メール等にて提出すること。

ウ アドレス fukushi@town.hisayama.fukuoka.jp

※ 回答は令和7年9月17日（水）までに久山町 HP により公開する。

（５）企画提案書

ア 体裁

- a 1事業所1案の提案とする。
- b 用紙サイズはA4版とし、縦左綴じとして製本すること。必要に応じてA3折り込み可とする。文字のフォントサイズは10.5ポイント以上を目安に作成すること。
- c 提出方法は紙媒体及び電子データとする。
- d 提案書の用紙には、タイトル「久山町福祉総合計画策定支援業務企画提案書」、提出年月日、会社名（原本のみ押印が必要）を記載すること。
- e 本事業において、仕様書の内容以外に取り入れるべき事項があれば、加えて提案すること。
- f 専門知識を有しないものでも理解できるよう、わかりやすい表現で作成すること。
- g 提出書類を受理した後は、いかなる理由を問わずその変更は認められない。

イ 企画提案書の提出

a 期限	令和7年9月30日（火） 午後5時まで（必着）
b 提出物	① 企画提案書提出届（様式5） ② 企画提案書 ③ 業務スケジュール ④ 業務責任者等の実施体制 ⑤ 見積書（様式6）※各年度分
c 提出方法	紙媒体及び電子データ ※紙媒体については、①～⑤の順でまとめインデックスを付け、原本 各1部、副本 各5部を直接又は郵送で提出すること。また、同様の電子データをメールで送付すること。

（６）参加表明後の辞退について

参加表明書の提出以降、参加を取りやめる場合は、辞退届（様式4）を提出すること。提出期限は令和7年10月1日（水）午後5時までとする。

6 企画提案書等の審査及び実施事業者の選定

企画提案等の審査は次の各号による。

（１）審査

提出された企画提案書等をプロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が「（２）評価基準：審査事項」の審査項目に基づき評価・採点する。

- ① 実施日時：令和7年10月8日（水）（詳細は別途通知）
- ② 実施場所：久山町役場内会議室（詳細は別途通知）

③ 内 容： プレゼンテーション 15分

ヒアリング（質疑応答） 15分

※準備及び撤収は審査前後の約10分間の休憩時間で行うこと。

④ 出席者：4名以内

⑤ 順 番：企画提案書等書類の受付順とする。

⑥ その他：説明にパワーポイント等を使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは町で準備するので、パソコン等は各自で準備すること。プレゼンテーションは提出された企画提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

（2）評価基準：審査事項（100点）

審査項目	詳細	配点
①業務遂行能力	業務内容に見合った人材の配置がなされているか。また、業務従事者は十分な経験、能力、資格を有しているか。	10点
	本業務を請け負うに足る関連事業の受託実績を有しているか。	10点
②事業提案内容	仕様書に記載された目標を期間内に達成できる適切な業務手法の提案がなされ、期待度・実現性の高いものとなっているか。	10点
	業務に対する基本的な考え方となっているか。	20点
	地域特性を反映した提案となっているか。	10点
③スケジュール	仕様書に記載された目標を期間内に遂行できる適切なスケジュールとなっているか。	10点
④見積額	適正な見積が示されているか。	10点
⑤総合評価	プレゼンテーション及びヒアリング	20点

（3）評価基準による審査

得点の合計が最も高い提案が2者以上あるときは、本町において提案内容を精査し、最優秀提案者を決定する。（ただし総合得点の60%を最低基準点とし、最低基準点に達しない場合は、契約相手方候補者として決定しない。また、提出事業者が1者のみの場合であっても審査を行う。）

（4）審査結果

提案者全員に文書により通知する。

※点数は合計点数のみ

（5）契約締結手続き

契約相手方候補者との協議が整い次第、提案上限額の範囲内で随意契約の手続きを進めるものとする。また、契約内容は、協議により必要が生じた場合に修正するこ

とがある。なお、契約相手方候補者が契約を辞退したとき、または、応募資格要件を満たさなくなった場合は、次順位の者と契約の手続きを進めるものとする。

7 その他

(1) 著作権等

ア 企画提案書の著作権は、提案者に帰属するが、本町は契約相手方候補者の公表等に必要な場合には申込時の提出の内容を無償で利用できるものとする。

イ 行政文書開示請求があった場合は、久山町情報公開条例（平成14年条例第5号）に基づき取り扱うこととする。

ウ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

(2) 参加費用

必要となる資料の作成・提出等に要する費用及び選定に参加するための経費は、すべて提案者の負担とする。

(3) 提出書類

本町に提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(4) 本町が提供した資料の取扱い

本町が提供する資料は応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この目的の範囲内であっても、本町の下承を得ずに第三者に対してこれを使用させること、または内容を提示することを禁止する。

(5) 失格

ア 申請書類の提出方法を遵守せず提出された場合。

イ 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合。

ウ 記載すべき内容の全部又は、一部が記載されていない場合。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

オ 本要領に含む配布資料に示された内容に適合しない場合。

カ 選定の公平性に影響を与える不当な行為があったと認められる場合。